

各 位

株式会社 東京証券取引所
上場部長 松崎 裕之

独立役員届出書の集計結果について

このたび、株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」といいます。）では、上場会社に対して平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの提出を求めた独立役員届出書について、その内容の集計を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 集計対象とした独立役員届出書について

当取引所は、平成 2 1 年 1 2 月 3 0 日に有価証券上場規程等の一部改正を行い、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。以下同じ。）を 1 名以上確保しなければならない旨を、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定いたしました（有価証券上場規程第 4 3 6 条の 2）。当該規定は、各上場会社の平成 2 2 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の翌日から、順次、適用開始されます（有価証券上場規程改正付則第 4 項）¹。

この独立役員の確保に関する規定の適用開始に先立って、当取引所では、現状の把握と対応の促進を目的として、上場会社に対し、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までにこの時点における独立役員の確保状況を記載した独立役員届出書を提出することを求めました（有価証券上場規程施行規則改正付則第 1 1 項）。提出された独立役員届出書は、東証 Arrows 内のインフォメーション・テラスに備え置くとともに、その内容を一覧表にして当取引所のウェブサイトに掲載²することにより公衆の縦覧に供しています。

本集計は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日時点の上場内国会社 2 , 2 9 9 社に、同日以降に新規上場した 4 社を加え、独立役員届出書を提出する前に 4 月中に上場廃止となった 1 社を除いた 2 , 3 0 2 社が、平成 2 2 年 5 月 1 4 日までに提出した独立役員届出書を対象としています。

2. 集計結果

東証上場会社の約 9 割が独立役員を確保済み

集計対象となった 2 , 3 0 2 社³の上場会社の 8 9 . 8 %にあたる 2 , 0 6 7 社が独立役

¹ 例えば、平成 2 2 年 3 月期決算会社の場合は、本年 6 月までに開催される定時株主総会の後から独立役員の確保義務が適用されることとなります。

² 独立役員届出書一覧の URL : <http://www.tse.or.jp/listing/yakuin/index.html>

³ 一度、独立役員を確保していない旨の届出を行った上場会社が、本年 5 月 1 4 日までに既存の社外役員を独立役員として指定する旨の届出を行った場合には、独立役員を確保しているものとして集計しています。また、既に 1 名以上の独立役員について届出を行っている上場会社が、既存の社外役員を 5 月 1 4 日までに追加的に独立役員として指定する旨の届出を行っている場合や、届出済みの独立役員が 5 月 1 4 日までに退任した旨の届出を

員を確保済みとの届出を行っています（図表１）⁴。

延べ３，９４５名の独立役員が届け出られており、独立役員が確保済みである旨の届出を行っている上場会社１社あたり、平均１．９名の独立役員が確保されています。独立役員の人数別の上場会社数の分布は、図表２のとおりです。

独立役員のうち、社外取締役は２４．５％、社外監査役は７５．５％

届け出られた独立役員のうち、２４．５％にあたる９６６名が社外取締役、７５．５％にあたる２，９７９名が社外監査役となっています。独立役員として社外取締役を１名以上届け出ている上場会社は、全体の２７．８％にあたる５７５社となっています（図表３）。

開示加重要件に該当する独立役員は全体の６．３％

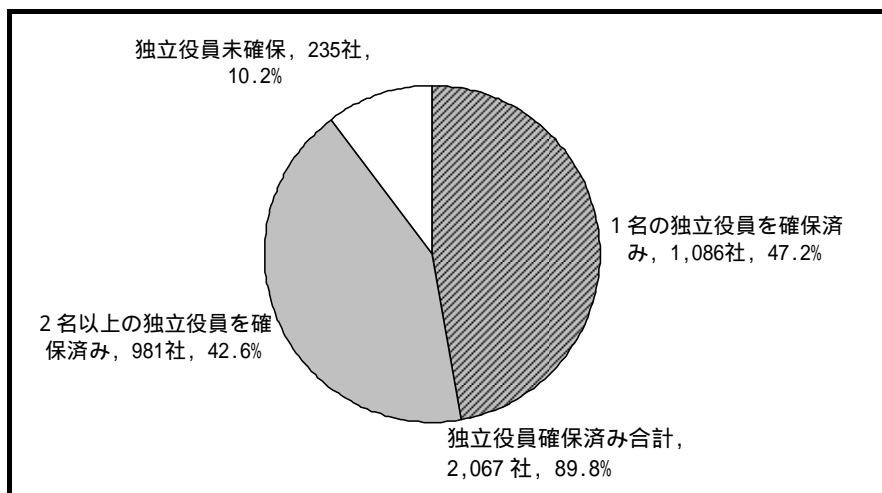
独立役員のうち、有価証券上場規程施行規則第２１１条第６項第５号等に定める要件（以下「開示加重要件」といいます。）⁵に該当していない独立役員は、独立役員全体の９３．７％にあたる３，６９５名となっています。６．３％にあたる２５０名が、開示加重要件のいずれかに該当しており、独立役員届出書において、これらの要件に該当しているという事実を踏まえてもなお独立役員として指定する理由の記載を行っています。なお、開示加重要件に該当している独立役員の中の１９７名は、過去において上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者に該当しています（図表４）。

行っている場合は、当該独立役員の人数変更も集計対象としています。

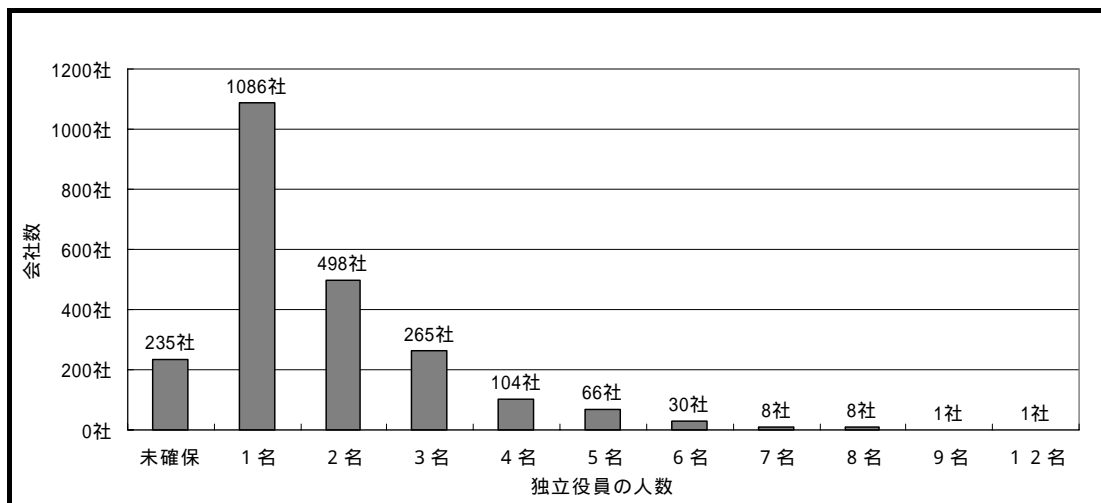
⁴ 独立役員の確保の規定の適用開始前であるため、本集計において独立役員が未確保であっても、有価証券上場規程上の問題はありません。

⁵ 開示加重要件は、一般株主と利益相反の生ずるおそれがあると懸念されうる場合を類型化して規定したものであり、独立役員として指定する者がこれに該当している場合には、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定する理由を、独立役員届出書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載しなければならないこととしています。

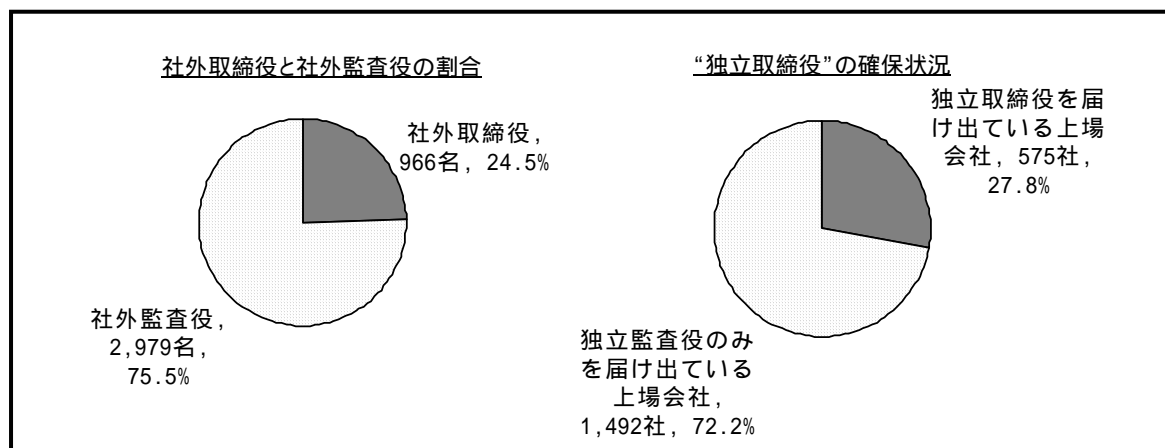
図表1. 独立役員の確保状況



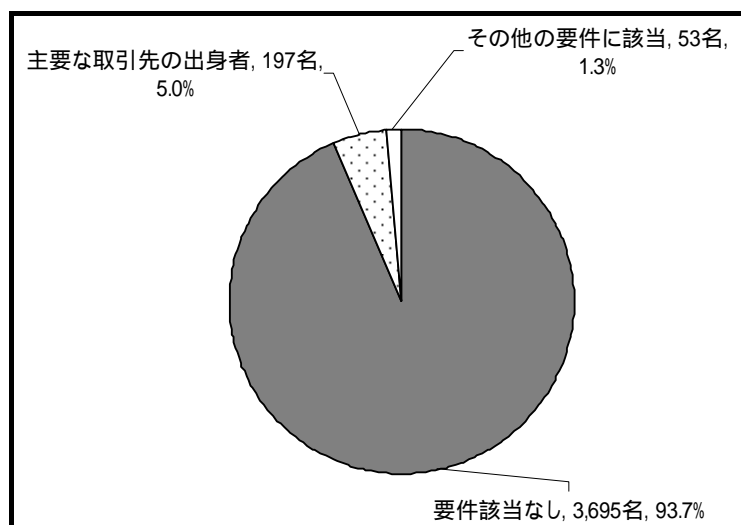
図表2. 独立役員の人数別分布



図表3. 社外取締役と社外監査役の割合等



図表4 . 有価証券上場規程施行規則等に定める要件への該当状況



	現在・最近		過去	
	人数	割合	人数	割合
a1 : 上場会社の親会社の業務執行者	0名	-	0名	-
a2 : 上場会社の兄弟会社の業務執行者	0名	-	2名	0.1%
b1 : 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者	0名	-	7名	0.2%
b2 : 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者	0名	-	197名	5.0%
c : 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家	0名	-	9名	0.2%
d : 上場会社の主要株主又はその業務執行者	9名	0.2%	31名	0.8%
e1 : 上場会社又はその子会社の業務執行者の近親者	0名	-	3名	0.1%
e2 : 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（独立役員が社外監査役の場合）の近親者	0名	-	0名	-

表の a1～e2 は、有価証券上場規程施行規則第 211 条第 6 項第 5 号等に定める要件を簡略化して表記したものです。なお、複数の要件に該当している独立役員が存在するため、表の人数の合計は、要件のいずれかに該当している独立役員の数（250名）とは一致しないことにご留意ください。

以上

【本件に関するお問合せ先】
 株式会社東京証券取引所
 上場部 企画担当
 03 - 3666 - 0141（代表）